

事業主のみなさまへ

労働保険事務組合に委託しませんか？

業種や雇用形態にかかわらず従業員を1名でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きをしなければなりません。煩雑な手続きが負担となっている場合が少なくありません。事業主のみなさまの代わりに雇用保険の届出や保険料の申告納付などの事務をお引き受けするのが厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合です。

面倒な事務処理、商工会にお任せください！
メリットがたくさん！

メリット① 事務処理の負担が軽減されます！

保険料の申告・納付手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き等を代行いたします。

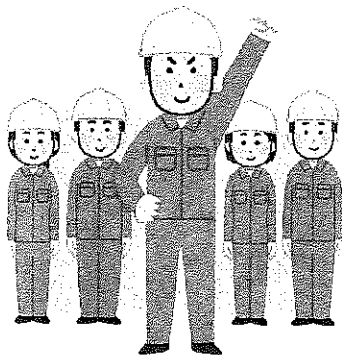
メリット② 保険料を分割で納付することができます！

労働保険料の額に関わらず、3回にわけて納付することができます。



メリット③ 事業主も労災保険に加入することができます！ (中小企業主の特別加入制度)

労働者を1名以上雇用していれば、通常、従業員しか加入できない労災保険に、事業主や同居親族、法人の社長や役員の方もご加入いただけます。



メリット④ 労保連労働災害保険にも加入できます！

全国労保連が運営する労災上のせ補償保険に入れます。

事務組合に事務委託できる事業主

●労働者を1名以上雇用していること

●使用する労働者数が以下であること

金融業・保険業・不動産業・小売業…常時50人以下
卸売業・サービス業…常時100人以下
上記以外の事業…常時300人以下

●北本市商工会の会員であること

入会金…一律1,000円
個人会員…年間9,600円+従業員割
法人会員…年間15,000円+従業員割

労働保険事務委託手数料

基本手数料一律1,000円に加えて
<概算労災保険料×5%+雇用保険人数割>
※合計額に消費税がかかります。

雇用 保 険 人 数 割	1～4人	年間3,600円
	5～15人	年間4,800円
	16～30人	年間6,000円
	以上1人毎	年間240円

新規委託のご相談は【北本市商工会】まで

北本市宮内7-148 ☎048-591-4461